

船橋市道路照明灯及び道路街路灯設置基準

第1章 総則

(目的)

第一条 本基準は、船橋市の道路照明灯・道路街路灯の設置に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって夜間交通の安全に資することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本基準は、船橋市認定道路及び市有地（道）（以下、「公道」という）に道路管理者が道路照明灯・道路街路灯を設置する場合に適用する。

(用語の定義)

第三条 本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路照明灯：夜間の道路交通の安全性向上等を目的に、道路管理者が設置する照明灯
- (2) 道路街路灯：夜間の歩行空間の安全性向上等を主な目的に、道路管理者が設置する照明灯
- (3) 防犯灯：犯罪の防止等を目的に町会・自治会等が設置する照明灯
- (4) 商店街街路灯：商店街の環境整備を図り、市民の利便を目的として商店街等の団体が設置する照明灯
- (5) 船橋市認定道路：道路法（昭和27年法律第180号）に基づき認定した道路
- (6) 市有地（道）：船橋市が所有しており、市道認定していない道路

第2章 道路照明灯

(目的)

第四条 道路照明灯は、夜間において、道路状況、交通状況を的確に把握するために良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑な移動を図ることを目的とする。

(設置対象道路)

第五条 道路照明灯の設置は、公道を対象とする。但し、公道のうち緊急輸送道路など根幹的な役割を担っている道路を優先する。

(設置基準)

第六条 道路照明灯は、道路照明施設設置基準（平成19年9月、国土交通省）及び、LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月、国土交通省）に準じて設置する。

(設置の形態)

第七条 設置は、単独柱を新設するかもしくは他施設等に共架するものとする。単独柱を新設する場合は、公道の敷地内に設置するものとし、他施設に共架する場合には、当該施設所有者の許可を得て設置するものとする。

(維持管理)

第八条 道路照明灯は、前条の設置基準に準じて、良好な視環境を確保するため点検、清掃、補修、記録により、その機能の低下や損傷を把握して、所要の機能を十分発揮できるよう適切に維持管理を行う。

(銘板の設置)

第九条 道路照明灯を設置した場合は、管理者が船橋市である旨を示す銘板等を設置する。

(移設および撤去)

第十条 既設の道路照明灯の設置位置が隣接地の改修等により通行に支障をきたした場合は移設を基本とし、原則、撤去は行わない。この場合、費用は原因者の負担とし、移設位置については、道路管理者と協議のうえ決定する。

第3章 道路街路灯

(目的)

第十一条 道路街路灯は、夜間において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、歩行空間の安全性、円滑な移動を図ることを目的とする。

(設置対象道路)

第十二条 道路街路灯の設置は、町会・自治会、商店街等の団体が存在せず、地元では対応できない公道を対象とする。なお、町会・自治会、商店街等が存在する地域であっても、以下に掲げる公道は対象とする。

- 1) 有効幅員 2m 以上の歩道を両端に有した道路で、日常生活において交通の根幹的な役割を担っている公道
- 2) 公共施設に面した道路であって、既に周辺には防犯灯が設置されているが公共施設前面に照明がなく、照明が不連続になっている公道
- 3) その他、道路管理者が危険と判断し、良好な視環境の確保が必要と認める公道

(設置基準)

第十三条 道路街路灯は、公益社団法人 日本防犯設備協会の定める「技術標準 SES-E1901-4」(2015年2月3日改正)に準じてLED灯具等を設置する。

(設置の形態)

第十四条 設置は、第七条と同様に行う。

(維持管理)

第十五条 道路街路灯は、第八条と同様に、適切に維持管理を行う。

(銘板の設置)

第十六条 道路街路灯を設置した場合は、第九条と同様に銘板等を設置する。

(移設および撤去)

第十七条 既設の道路街路灯の設置位置が隣接地の改修等により通行に支障をきたした場合は、第十条と同様の扱いとする。

(その他)

第十八条 開発事業により設置された防犯灯は、開発事業者にて維持管理を行うことを原則とする。

- 2 町会・自治会等が防犯灯を設置する場合は、原則、これまでと同様、船橋市防犯灯設置費等補助金交付規則に基づくものとする。
- 3 商店街等の団体が商店街街路灯を設置する場合は、原則、これまでと同様、船橋市商店街施設整備費及び道路街路灯維持管理費補助金交付規則に基づくものとする。
- 4 町会・自治会、商店街等の団体の解体等により防犯灯・商店街街路灯の維持が困難となった場合、道路管理者は担当課から報告を受け、必要に応じて協議するものとする。

附 則

この基準は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。